

# 香川県報



第 57 号

平成 17 年

7月22日(金曜日)

## 目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

### 規 則

● 職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則 (労働政策課) 一

### 告 示

○ 生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出 (健康福祉総務課) 二

○ 生活保護法の規定による指定介護機関を休止した旨の届出 ( ) 三

○ 生活保護法の規定による指定介護機関の事業所の名称等の変更の届出 ( ) 四

○ 生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定 ( ) 五

○ 生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定の辞退 ( ) 六

○ 道路の区域変更 (二件) (道路保全課) 七

公 告

○ 一般競争入札の実施 (県立病院課) 八

○ 大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出 (経営支援課) 九

○ 地籍調査の成果の認証 (農 政 課) 七

○ 県営土地改良事業の完了 (土地改良課) 六

○ 公共測量の終了の通知 (土木監理課) 四

公安委員会公告

○ 道路交通法の規定による技能検定員審査の実施 ( ) 八

○ 道路交通法の規定による教習指導員審査の実施 ( ) 九

正 誤

○ 平成十七年七月十五日(香川県報号外三) 香川県告示第四百四十二号中訂正

## 規 則

職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年七月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県規則第七十七号

職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

職場適応訓練委託規則（昭和三十八年香川県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三号中「第十二条」を「第二十条」に、「第十六条第三項」を「第二十四条第三項」に改め、同条第四号中「旧特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法（昭和五十八年法律第三十九号）第十三条第一項に規定する特定不況業種離職者求職手帳、」を「又は」に改め、「又は同令附則第八条に規定する石炭鉱業離職者求職手帳」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 香川県告示第四百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十七年七月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃 止 年 月 日	事業所（施設）の 名称及び所在地	事業者（開設者） の名称及び主たる 事務所の所在地	サービスの種類

香川県知事 真 鍋 武 紀

平成一七、二、二六	松浦耳鼻咽喉科医 院 仲多度郡琴平町榎 井七一一一	松浦 祐一 仲多度郡琴平町榎 井七一一一	訪問看護 訪問リハビリテーシ ョン 居宅療養管理指導
平成七、九、一三	瀬田歯科医院 香川郡香川町川東 下一七〇〇の一	瀬田 三千子 香川郡香川町川東 下一七〇〇の一	居宅療養管理指導
平成一七、三、三二	わたつみ苑居宅介 護支援事業所 三豊郡豊浜町大字 姫浜一二六〇番地 一	豊浜町 三豊郡豊浜町大字 和田浜一五三一番 地一	居宅介護支援事業
平成一七、五、一	デイサービスセン ターはしもと 三豊郡山本町大字 財田西九〇二番地 一	医療法人社団和風 会 三豊郡山本町大字 財田西九〇二番地 一	通所介護
平成一七、五、一五	訪問介護ところ さぬき市大川町富 田中五八七番地三	有会社社ところ さぬき市大川町富 田中五八七番地三	訪問介護
平成一七、三、三二	宮本医院 丸亀市葭町一〇一 番地	宮本 昭士 丸亀市葭町一〇一 番地	訪問看護 訪問リハビリテーシ ョン 居宅療養管理指導

●香川県告示第四百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を休止した旨の届出があった。

平成十七年七月二十二日

休 止 年 月 日	事業所（施設）の 名称及び所在地	事業者（開設者） の名称及び主たる 事務所の所在地	サービスの種類
平成一七、五、一	アイリスケアセン ター三本松 東かがわ市三本松 一一五七一三	株式会社ニチイ学 館 東京都千代田区神 田駿河台二丁目九 番地	居宅介護支援事業

●香川県告示第四百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の事業所の名称等の変更について次のとおり届出があった。

平成十七年七月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

変更年月日	事業所（施設）の名称 及 び 所 在 地	事業者（開設者）の 名称及び主たる事務 所 の 所 在 地	サービスの 種類
	変 更 前	変 更 後	
平成一七、四、 一	社会福祉法人 東かがわ市社 会福祉協議会 しろとり 東かがわ市湊 一八〇九番地	社会福祉法人 東かがわ市社 会福祉協議会 東かがわ市湊 一八〇九番地	訪問介護 福祉用具貸与 居宅介護支援 事業

●香川県告示第四百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年七月二十二日

香川県知事 真鍋武紀

指定年月日	事業所(施設)の名称及び所在地	事業者(開設者)の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一七、五、二二	おおかわ交通ケアセンター さぬき市津田町津田九一九番地二	株式会社おおかわ交通 さぬき市津田町津田九一九番地二	訪問介護
平成一七、六、一四	介護ステーションあおぞら 仲多度郡多度津町栄町二丁目四番一〇号	特定非営利活動法人あおぞら 仲多度郡多度津町栄町二丁目四番一〇号	訪問介護
平成一七、五、一六	訪問介護ところさぬき市大川町富田中三九八番地	有限会社ところさぬき市大川町富田中三九八番地	訪問介護
平成一七、六、一五	介護ホームところさぬき市大川町富田中三九八番地	有限会社ところさぬき市大川町富田中三九八番地	特定施設入所者生活介護

●香川県告示第四百五十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十一条第一項の規定により、次の指定介護機関から指定の辞退があった。

平成十七年七月二十二日

香川県知事 真鍋武紀

辞退年月日	事業所の名称及び所在地	事業者(開設者)の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類

平成一七、七、二〇

三谷歯科医院 木田郡牟礼町牟礼 浜二五三三一二	三谷裕子 木田郡牟礼町牟礼 浜二五三三一二	居宅療養管理指導
-------------------------------	-----------------------------	----------

●香川県告示第四百五十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年七月二十二日から同年八月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年七月二十二日

香川県知事 真鍋武紀

- 一 道路の種類 県道(一般)
- 二 路線 名 三都港平木線(二百五十号)
- 三 道路の区域

区 間	変 更		延 長	備 考
	前後別	敷地の幅員(メートル)		
小豆郡池田町室生字南城五九番三 地先から	前	九・〇	八一	道路改修工事による現道拡幅
	後	一四・〇		
小豆郡池田町室生字南城五六番一 地先まで	前	一〇・〇	八一	
	後	二一・〇		

●香川県告示第四百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年七月二十二日から同年八月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年七月二十二日

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 多和三木線（百四十八号）
- 三 道路の区域

香川県知事 真 鍋 武 紀

区 間	変更前後別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	前	後			
木田郡三木町大字鹿庭字三番一 五八番一地先から 木田郡三木町大字鹿庭字三番一 八一番一地先まで	三・〇 九・〇	八・二 二二・四		三三〇 三三〇	道路改修工 事に伴う現 道拡幅

公 告

●香川県公告第四百四十七号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第六条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。）第六十六条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十七年七月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 入札に付する事項
  - 1 購入物品名及び数量 迅速検査システム 一式
  - 2 購入物品の要求諸元 仕様書による。
  - 3 納入場所 香川県立中央病院
  - 4 納入期限 平成十八年三月三十一日

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 契約書作成の要否 要

三 契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書の交付等）

1 入札説明書の交付

平成十七年七月二十二日から平成十七年八月十六日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前八時三十分から午後五時）

郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県健康福祉部県立病院課総務・財務グループ 電話番号〇八七―八三二―三三二〇 FAX〇八七―八六二―〇〇五九

2 入札説明会の日時及び場所

平成十七年八月十六日 午後二時 香川県立中央病院東館二階中央検査部討議室

3 現場下見の日時及び場所

平成十七年八月十六日 午後三時 香川県立中央病院

四 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合には、平成十七年八月十九日正午までに、三の1に示した場所等に対し文書で行うこと。（文書はFAXも可とする。）

回答は、平成十七年八月二十五日から平成十七年九月一日まで（休日を除く午前八時三十分から午後五時まで）香川県健康福祉部県立病院課で閲覧に供する。

五 入札及び開札を行う日時及び場所

平成十七年九月十六日 午後二時 香川県庁本館十二階第一会議室

六 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否

可とする。ただし、郵便にあつては書留親展に、信書便にあつては郵便における書留親展に相当する方法に限る。（郵便又は信書便による入札書の受領期限は、平成十七年九月十五日午後五時までとする。）

七 入札保証金及び契約保証金

規則第五十二条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、平成十七年九月一日午後三時までに入札又は契約保証金減免申請書を香川県健康福祉部県立病院課に提出すること。

八 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在 A 級に格付けされている者であること。

なお、本公告日現在 A 級に格付けされていない者にあつては、平成十七年九月一日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県出納局会計課に提出して、A 級格付けの可否の審査を受けること。

3 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

4 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

5 薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第三十九条第一項の規定に基づく医療用具の販売業の許可を受けた者であること。

6 応札しようとする物品が、入札説明書又は仕様書に示す特質等を有することを示す機能・諸元証明書を提出した者であること。

7 本公告に示した調達物品及び数量を、当該物品の製造者、販売代理店又は輸入代理店の出荷証明等により、入札説明書又は仕様書で指定する日時及び場所に確実に納入することができることを証明した者であること。

8 本公告に示した調達物品に係る迅速な維持補修サービスの体制が整備されていることを証明した者であること。

九 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、八の 5、6、7 及び 8 の要件を満たすことを証明する書類を平成十七年九月一日午後三時までに、三の 1 に示した場所に提出し、当該書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、平成十七年九月十三日までに通知する。

十 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

十一 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に關し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

十二 落札者の決定方法

規則第四百七十七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品買入れ等に係る競争入札の周知及び公表に關する要綱に基づき公表する。

十三 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない事由がある場合は、この期間を延長することができる。

十四 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

十五 その他

1 詳細は、入札説明書による。また、入札説明書の交付を受けることは入札者の参

加資格でもあるので、三の1に示した日時及び場所において、交付を受けること、契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

十六 Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be purchased : Clinical Laboratory System, 1 set
- 2 Time—limit for tender : 2 : 00 p.m., September 16, 2005 (By mail, tenders must be submitted by 5 : 00 p.m., September 15, 2005)
- 3 Contact point for the notice : Prefectural Hospitals Division, Health and Welfare Department, Kagawa Prefectural Government, 4—1—10, Bancho, Takamatsu-shi, Kagawa-ken, Japan 760—8570. TEL 087—832—3310
- 4 We use the Japanese language and the Japanese yen in the procedures of the contract.

●香川県公告第四百四十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定による変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年七月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所  
株式会社マルヨシセンター 高松市南新町四番地六
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルヨシセンター松縄店 高松市松縄町三〇一番地一
- 3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐輪場の位置及び収容台数  
変更前 位置 別図のとおり  
収容台数 五〇台
- 変更後 位置 別図のとおり

収容台数 四〇台

(2) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前 位置 別図のとおり

面積 一五〇平方メートル

変更後 位置 別図のとおり

面積 八五平方メートル

(3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前 位置 別図のとおり

容量 五四立方メートル

変更後 位置 別図のとおり

容量 四二立方メートル

(二) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前九時三十分

閉店時刻 午後十時

変更後 開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後十二時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時十五分から午後十時十五分まで

変更後 午前八時四十五分から午前零時十五分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前 数 十一箇所

位置 別図のとおり

変更後 数 十箇所

位置 別図のとおり

なお、「別図」は、省略し、その図面を三の1の場所において三の2の期間縦覧に供する。

4 変更年月日

平成十八年三月十二日

5 変更する理由

駐車場の安全と施設の利便性の向上及び顧客の利便性の向上のため

二 届出年月日

平成十七年七月十一日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十七年七月二十二日（金曜日）から同年十二月二十二日（木曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十七年十二月二十二日（木曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

●香川県公告第四百四十九号

香川県塩江町の行った地籍調査の成果は、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、次のとおり公告する  
平成十七年七月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調査を行った時期

平成十五年度から平成十六年度まで

二 成果の名称

1 香川県塩江町地籍図

2 香川県塩江町地籍簿

三 調査を行った地域

大字安原下の一部

四 認証年月日

平成十七年七月二十二日

●香川県公告第四百五十号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十七年七月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業名	地区名	工事完了年月日
県営ため池等整備事業（小規模）	篠池	平成一七、一、九
経営体育成基盤整備事業	山田（第一工区）	平成一七、三、三〇
農村振興総合整備事業（田園居住空間整備）	牛川（第一工区）	平成一六、三、二二
農村振興総合整備事業（田園居住空間整備）	牛川（第二工区）	平成一六、六、二三

●香川県公告第四百五十一号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条で準用する同法第十四条第二項の規定により、坂出市長から次の公共測量を平成十七年七月八日終了した旨の通知があったので、同法第三十九条で準用する同法第十四条第三項に基づき公示する。  
平成十七年七月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 作業種類  
公共測量(総合計画) 固定資産評価現況調査『坂出市デジタルオルソ』
- 二 作業期間  
平成十六年七月二十日から平成十七年七月八日まで
- 三 作業地域  
坂出市全域

公安委員会公告

●香川県公安委員会公告第六十九号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「技能検定員審査」という。)を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)第二条の規定により公示する。

平成十七年七月二十二日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

一 技能検定員審査の期日及び場所

- 1 期日 平成十七年九月七日(水)から同年十月七日(金)までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に定める国民の祝日を除く。)で、受付期間終了後、申請者に通知する日

- 2 場所 高松市郷東町五八七番地一三八 香川県警察本部交通部運転免許課

二 技能検定員審査の種類

大型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、牽引免許、大型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

三 技能検定員審査の申請手続

- 1 受付期間 平成十七年八月三日(水)から同月十二日(金)までの間
- 2 受付場所 高松市郷東町五八七番地一三八 香川県警察本部交通部運転免許課教習所係 電話番号〇八七―八三三―〇一一〇

3 提出書類

- (一) 審査申請書(2の受付場所で交付する用紙に必要な事項を記入したもの)
- (二) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもの)
- (三) 規則第十七条第一項、第二項又は第三項の規定により審査細目が免除される場合は、同条第一項各号、第二項各号又は第三項各号に掲げる者のいずれかに該当することを証する書面を添付すること。
- 4 技能検定員審査手数料 香川県証紙により納入すること。

四 その他

- 1 技能検定員審査に関する問い合わせは、三の2の受付場所に行うこと。
- 2 詳細については、三の2の受付場所で交付する受審査内書を参照すること。

●香川県公安委員会公告第七十号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関して行う審査(以下「教習指導員審査」という。)を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)第十条第二項において準用する規則第二条の規定により公示する。

平成十七年七月二十二日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

一 教習指導員審査の期日及び場所

- 1 期日 平成十七年九月七日(水)から同年十月七日(金)までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に定める国民の祝日を除く。)で、受付期間終了後、申請者に通知する日

- 2 場所 高松市郷東町五八七番地一三八 香川県警察本部交通部運転免許課

二 教習指導員審査の種類

大型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、牽引免許、大型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査

三 教習指導員審査の申請手続



- 1 受付期間 平成十七年八月三日(水)から同月十二日(金)までの間
- 2 受付場所 高松市郷東町五八七番地一三八 香川県警察本部交通部運転免許課教習所係 電話番号〇八七―八三三―〇一一〇
- 3 提出書類

- (一) 審査申請書(2の受付場所で交付する用紙に必要な事項を記入したもの)
- (二) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもの)
- (三) 規則第十七条第一項、第四項又は第五項の規定により審査細目が免除される場合は、同条第一項各号、第四項各号又は第五項各号に掲げる者のいずれかに該当することを証する書面を添付すること。
- 4 教習指導員審査手数料 香川県証紙により納入すること。

四 その他

- 1 教習指導員審査に関する問い合わせは、三の2の受付場所に行うこと。
- 2 詳細については、三の2の受付場所で交付する受審案内書を参照すること。

正 誤

平成十七年七月十五日(香川県報号外三) 香川県告示第四百四十二号中訂正

ページ	上段	
	正	誤
	香川県告示第四百四十一の二号	香川県告示第四百四十二号

平成十七年七月二十二日印刷発行

印刷発行所

香  
川  
県  
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度72%再生紙を使用しています